

障がい者条例づくりから見えてくるもの

別府市条例と大分県条例づくりに関わって

在宅障害者支援ネットワーク

事務局長 小野 久

はじめに

昨年（2013年）9月20日、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（通称：「ともに生きる条例」）が別府市議会で全会一致で可決され、今年4月1日に施行された。また、今年3月27日には大分県議会で「だれもが安心して暮らせる大分県条例制定に関する請願」が全会一致で採択され、大分県執行部が条例づくりの作業を開始している。

「障がいは社会の側が配慮しないことによって生じる」とする“社会モデル”的考え方にもとづいた条例制定は、2006年に千葉県で制定されて以降、北海道（2009年）、岩手県（2010年）、熊本県（2011年）、長崎県、鹿児島県（以上2013年）、沖縄県、京都府（以上2014年）と続き、市段階でもさいたま市、八王子市で制定されている。制定の経過は首長あるいは自治体執行部の主導、議会の主導など様々だが、発端や策定過程で障がい当事者や家族、関係団体が何らかの形で関わっていることは共通している。

大分県及び別府市の取り組みで特徴的なことは、障がい者とその家族の声をもとに条例をつくるという基本的な考え方にあると思う。アンケートや聞き取りを行い、障がいがある人や家族が集約に関わり、さらに条例案の策定にも参加した。

これまで「市民参加」や「自治体と市民の協働」の重要性が指摘されてきたが、別府市では現実に実行された。大分県も、一進一退はあるが、徐々にその方向で進んできている。

筆者は別府市の条例策定作業部会に委員として参加し、大分県条例づくりでは「だれもが安心し

て暮らせる大分県条例をつくる会」に事務局スタッフとして関わっている。その立場から、地域で現在進行中の取り組みについて報告したい。

理解しづらい「障がい」

大分県で障がい者とされている人は約11万3千人（「大分県障害者福祉のしおり」平成26年4月発行による）。総人口が約118万人だから、ほぼ10人に1人の割合になる。決して他人事ではない。

しかし、障がいがない人にとっては障がいは自分の問題ではなく、理解しづらい。いずれ自分自身が障がいを持つことになるかもしれない日頃から思っている人も少ない。

したがって、福祉が語られる場合には高齢者福祉が最大の課題であり、介護や財政の負担が大きな問題とされる。しかし、声を上げる障がいがある人たちは「障がい福祉は高齢福祉と根本的なところで違う」と言う。高齢者は心身ともに弱ってきて、支援を受けながら人生の最終段階を過ごすことになるが、障がい者とされる人たちは、乳幼児から働き盛りの人、そして高齢者まであらゆる年代の人がいる。障がいの種類も多く、社会参加するためには様々な支援が必要になる。障がい者と言われる人たちは、実は多様な人々であり、目に見える障がいもあれば、見た目にはわからない障がいもある。また、ここからが障がいでここからは障がいではないという区分も難しい。このような課題に向き合うのに、私たちはほとんど実態を知らず、乏しい知識しか持っていないかった。

このため、条例づくりは障がいがある人とその家族の声を聞くということから始まった。以下、取り組みを追いかながら、その時どきに語られた障

がいがある人と家族の声を紹介したい。

● 障がいがある人の声を聞くことから

別府市条例づくりのきっかけをつくったのは、福祉フォーラム in 別杵速見実行委員会だった。2002年から、障がいがある人もない人も「ともに生きる」地域をつくろうと市民に呼びかけるフォーラムを開催し、道路や住宅、防災など様々な問題に取り組んできた。2004年には「別府市民への提言」をまとめ、「別府を福祉先進モデル地域に」（篠藤明徳・別府大学教授）、「別府市障害者福祉の街づくり条例の制定を」（徳田靖之・弁護士）という呼びかけが行われた。

別府市条例づくりに向けて具体的な取り組みが始まったのは大分県条例づくりと同じ、2010年。福祉フォーラム実行委員会に参加した西田幸生・別府市身障協会長（当時）が「大分県条例づくりだけでなく、別府市でも条例をつくろう」と呼びかけた。同じタイミングで、11月には「みんなでつくろう！大分県に差別禁止条例を」学習会が別府市で開かれた。この会では、障がいがある人から次のような発言があった。

- ・中途失明したが、家族や親戚から「恥ずかしいから外に出るな」と言われた。他の人からは、白杖のときに蹴飛ばされたり、点字ブロックにものや自転車をおかれ困ったりという経験を聞く。

（視覚障がい）

- ・精神障害は目に見えないから、本人が言わなければわからないが、偏見が強く、言いにくい雰囲気がある。犯罪を精神病と結びつける人もいるが、実際には病気ではない人よりも犯罪率が低いことは知られていない。（統合失調症）

- ・精神疾患の知識を持っていなかった。どこまでいけば病気なのか、どこに相談するのか、どう治療するかがわかられば救われたはずだ。知識を持たないことが、知らないうちに人を傷つける。精神疾患について知ってもらいたい、教えてもらいたいと思う。（精神障がい家族）

- ・差別を感じたことはないが、外出をすると見ら

れていますと感じる。また公共交通機関ではJRに車いすで乗ると、デッキのことが多く特別だと感じる。外出時や銀行のATMでは、誰かが一緒でないとボタンを押せない。音声案内も少ないと感じる。（身体障がい）

翌2011年には、条例づくりに向けた市民の会が結成される。5月8日の「誰もが暮らしやすい別府市条例づくりをすすめる会（仮称）呼びかけ人会」結成総会では以下のような声が出された。

- ・障がい者や家族には『まわりに迷惑をかけないように』という気づかいがあり、そのため病気になることもある。
- ・交通事故で高次脳機能障がいになり2年間施設に入所した。支援を受けて自立生活を始めたが、支援が十分ではない。朝起きる時間、眠る時間は自分で決めたい。私たちの理念が入った条例をつくりたい。
- ・災害の避難場所が少ない。早めに誰もが避難できる場所をつくってもらいたい。
- ・精神障がいは、差別というより、偏見、無理解、無知だ。まわりに気を遣いすぎて名を出せない人が多い。
- ・精神障がいがあるが、普通に働き家庭も持ちたい。このことも条例で配慮してもらいたい。
- ・合理的配慮が重要だ。今は会議の会場に行けないこともある。また店も誰でも入れるようにつくることが必要だ。

続いて、大分県条例をつくる市民の会が結成される。大分市で2011年6月に開かれた「だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会結成総会」では次のような声が出された。

- ・今日、この場に立たせていただいたのは、生まれつき脳性マヒという障がいを持ち、言葉も不自由でうまく話すことができない。片言しか話せないから低く見られたり、軽い扱いを受けてきた。そういう人の存在を皆さんに知ってもらいたかったからです。障がい者だけが頑張らなくともありのままを受け入れる社会を条例づくりを通してつくっていきたい。

- ・高次脳機能障がいは軽く見えるし、知らない人が多い。家族は24時間手を抜けない。
- ・重度障がいの子どもと一緒にディズニーランドに行ったが、“合理的配慮”があることで安心して楽しめた。地域でも安心して暮らせるようにできるはずだ。
- ・知的障害の子どもはなかなか就労ができない。また“親亡き後”が心配だ。
- ・差別は遠くではなく身の回りにある。それを背負うことになるのは母親だ。母親の思いを受けとめた条例にしてほしい。



だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会の結成総会 (2011年6月4日)

この後、市民の側からの条例づくりの取り組みの第一歩として、大分県の条例づくりでも、別府市の条例づくりでも、障がいがある人と家族の声を聞くアンケートや聴き取りが開始され、多くの声が寄せられる。県条例をつくる会に寄せられた1200人の声の一部を紹介したい。

1200人の生の声から 1 聴き取りの声

親の高齢化、親亡き後等

- ・重度で、風呂は私が入れているが、もし入浴中に私が倒れたら、子どもがどうなるか。
- ・この子より1日も長生きしたい。それはこの子に先に死んでもらいたいと言うことになる。
- ・重度の子が入院したとき、ベッドから落ちたりで危なく目が離せないのでヘルパーが利用できな

い。親は買い物にも着替え取りにも行けない。

・いざというときに選択肢が少ない。親のための制度を考えないと行き着いてしまう。緊急時以外でも、遊びも含めて、親子が離れられる制度が必要だ。

家族・親族・地域の理解

・しゅうとから息子のことを「うちの家系にはこんな子はおらん」と言われた。死にたいという位の気持ちになった。

・障がいのある子を連れて帰った時に、子どもが声を出したり窓で遊んだりして音を出すと、2階から床を「ドン」とされる。

・子育ての段階で、奇声を上げるからいじめがあった。兄弟が、友だちが来た時に「隠しといって」と言った。

本人の思い

・小学校の時、移動教室に行けなくて、友だちから非難された。

・地域の学校に行きたかったがバリアのため行けなかった。(大学に行きたかったという声も)

・もっと外出したい(プロ野球など見に行きたい)

・家族以外の人とも外出したい。

・親亡き後のこととは考えたことはない。親より自分が先に死ぬと思っている。

精神障がい (家族)

・一般の病院の医師が、統合失調症と言うと警戒感を持つ。別の病気で救急病院に行ったら、「ここは死ぬか生きるかのところ」と言っているのが聞こえた。精神科以外の科でも、医師の思いやりがほしい。

・一番心配なのは「親亡き後」のこと。兄弟は他の始まり。いさかいも多くの家庭で起きている。

・発症した時、何もわからんで闇に閉ざされたよう自分を囮んでいた。苦は閉じ込めた。

・母75歳、子どもは一歩も家からでない。私が倒れたらどうなるのか。

・事件か事故を起こせば警察が動くが、それ以前に手助けしてくれる公的な機関があれば。

・近所に隠すつもりはないが、理解してもらえない

いのではと思う。病気と言っても理解してもらえない。不安だらけ。どこにつながったらいいか。自宅に見に来てもらえるシステムがあれば。

1200人の生の声から 2 アンケートの声

●知的障がい

地域

- ・育て方が悪い、テレビの見過ぎ、話しかけが足りない等々よく言われました。
- ・引越しの住居を探している時、大家さんから障がい者がいるイコール危険と決めつけられた。
- ・外出時に奇異な目で見られる。特に迷惑をかけるようなことをしていない時でも珍しそうに見られたり、不愉快そうな顔をされる。
- ・子どもが多動で近所の人から苦情があり、つらかった。
- ・子どもがパニックになり、大声、奇声を発した時などの冷たい視線やかたまた空気感がつらい。
- ・集団での外出で、昼食をお願いしたレストランで他のお客様に迷惑になるからと断られた。
- ・「障がいを持っている子とうちの子を遊ばせたくないから来られては困る」と言われました。

教育・福祉・医療関係

- ・幼稚園や保育園の受け入れ先がない。知的に問題のない障がいの理解はまだないようで、冷たい視線や言動で親が追いつめられる。
- ・地域の学校の担任から体罰を受けた。その後謝罪は受けたが子どもはクラスにいるだけで、声をかけてもらえず、ほったらかしにされた。
- ・病院を受診した時、ドクターに「駄ができない」「じっとさせきらん親だ」と一喝された。
- ・いじめや嫌がらせを受けた。(本人からの訴えが多数)

家族・親族

- ・身内から障がいのある子どもがいることを知られると困ると言われた。
- ・3歳児検診で自閉的な問題があると言われ、夫から「うちの家系にはない」と言われた。

差別されたときの気持ち

- ・息子をこのように産んでしまったことを自分で責めています。
- ・とても悲しい。人と話すことが怖くなつた。障がいがある子を持ったがためにこんな差別を一生受けいかなければいけないのかと暗い気持ちになる。私たちはこの社会に必要とされているのでしょうか?
- ・なんで私だけと思いました。(いじめにあっていた本人)
- ・生きることがいやになりました。
- ・困りました。相談するところがない、訴えても改善されない。
- ・子どもに「ごめんね」という気持ちでした。

●身体障がい

- ・自分で何もできない事への劣等感。
- ・外出したいのに段差があるところが多い。予約しないとバスに乗れない。
- ・雨の中で車いすの自分を見てタクシーの乗車拒否が相次ぎ悲しかった。
- ・仕事の会議で、手話通訳なしで参加させられたこと。言っていることがわからないので、座っているだけで苦痛でした。
- ・仕事に関係ある研修会に出かけることが度々だが、視覚障がい者のための点字の資料は殆どの場合期待できないので困っている。
- ・先天性のため、幼い頃からいじめられたり、歩き方が変だと言われたりして生きてきました。それに、障がいが表立って分かる方ではないので周りの理解を得られず、とても苦しい思いをしてきました。
- ・無視される事が一番悲しい事で子どもたちに徹底した福祉教育を受けさせて思いやりのある人に育ててほしい。
- ・ある集会で母親が子どもに「物を残すとバチが当たって目がぶれるよ」と注意していて偏見がまだあると思った。
- ・金融機関で、本人が署名しなければどうしてもいけない事。見えない者には無理です。
- ・公共施設やそれに順ずる施設設備をユニバーサルデザインとするように条例で定めてほしい。

- ・店舗1階には車いすが出入りしやすいスロープの設置を。
- ・車イスで買い物をしている私に対し、子供が「ママ、変なものがおる」と大声で、親に呼びかけ、それに対して親は何も言わず、そのまま立ち去って行った。
- ・視力障害者に対して、まともに見てもらえない、偏見がある。イヤな気持ち。
- ・歩行中（白い杖を使って）優しく声をかけてくださる方に恵まれていて、目や手を貸してもらうこと。本当にうれしい限り、中途失明者に取っては格別です。
- ・障害者が障害者を差別する事もあると思います。それは忘れてはならないと思います。
- ・視力障害で一人の時に火事や地震があったらどうしよう。

●精神障がい

- ・親亡き後の生活、老後の生活に不安を感じている。
- ・父親から「医療費がかかりすぎる」と言われる。
- ・クリニックのデイケアに通いたいが交通費がまわらない。精神障がい者もぜひ交通費を半額にしていただきたい。
- ・精神科の病状が急に悪化した時、夜間休日は家族のみで抱えることがほとんど。
- ・妊娠し産婦人科を受診したが統合失調症で服薬治療中と伝えると他を受診してくださいと言われた。
- ・精神障がい者は目に見えにくいので自分から言わないといけない。民生委員や支援センターの方に定期的に声かけしてもらいたい。困った時にSOSが出せるか心配

- ・地域に一般の人も一緒に過ごせる居場所が欲しい
- ・市の施設の受付で手帳を見せてから、対応がひどくなつた。悲しかつた
- ・社会に偏見があり、障がいをopenにすることとで、就職ができないことがある。そのため、就職活動をする際、openにするかcloseにするか悩む。
- ・障がい者の働く場所が少ない。ましては精神障がい者の就労場所がない現実を知りました。

●発達障がい

- ・いじめで不登校になった。担任から「親の様が悪い」と言われた。
- ・行方不明になり保護されたとき全裸で脱水状態。ケアがなかった。
- ・母親に同伴され泣きながらも頑張って登校する子供を見て、孫に「恥ずかしいね。あんなお兄ちゃんみたいになつたらダメだよ。おかしいねえ」と言い続けた人がいた。
- ・パニックになると、気持ち悪そうに見ながらあからさまに避けて通られたことが何度もある。
- ・奇声を発したり場にそぐわない言動に、にらまれたり、注意されたりした。
- ・「なぜわざわざ障がいがあると親族に言わなければいけないのか」と同居の義母に言われた。
- ・「あそこには妙な子が生まれた」との噂をたてられた。
- ・親として息子への接し方が本当に正しいのかどうか。現在、私がしている対応が、将来の息子へ悪影響となるのではないか。
- ・生きることが嫌になりました。でも息子の寝顔を見るたびこの子のために強くななければと思い直して今まで生きてきました。
- ・できれば一ヵ月でもこの子より長生きしたいです。
- ・大人になった時の「社会的居場所」が必要
- ・健常者と障害者（児）が別々に育つために、障がいに対する知識・認識が健常者に少ない。「特別視」はそこから生じる。もう少し当たり前に交流があり「普通」と思える社会だったら、皆が当たり前に手助けしてくれて、社会の中で生活しやすくなるのにと思う。

●高次脳機能障がい

- ・この世の中から早くいなくなつて死にたいという気持になって、何回も自殺したけど死ねなかつた。
- ・世間の人（地域、会社）から疎外され、声をかけてくれず、通知もこない。
- ・病気のことを理解してもらえず、「障がい者のくせに肥満体」と言われる。
- ・就職できないことが辛い。

・家族として、本人より先に体力の限界がくること、先に死ぬことがないかと日々不安です。

●重度心身障がい（重複障がい）

- ・体が大きくなるにつれ、母の負担がより大きくなる（体を抱える、入浴等）。
- ・重度障がいの人たちが受け入れてもらえる（通える）施設を増やしてほしい。吸引等をしなければいけない人は受け入れ場所が少なく、自宅で過ごす事が多い。同世代の人と接して色々なことを楽しんでこそ生きているあかしだと思う。
- ・重複障がい者の入居できるところがあるのかさえわからない。情報がほしい。
- ・子供を見るのが自分しかいないので私が病気になったりした時にどうなるのかが心配です。私が死亡した後も心配です。
- ・将来、親が老いたとき、親子セットで入所できる老人ホームがあったら。
- ・重度の知的障がい、重度のてんかん発作の人たちが、安心して暮らせる場があったら将来を託したい（専門医療と福祉がドッキングした建物・施設）
- ・災害など緊急の時に誰が駆けつけてくれるかもわからない。
- ・しゃべれなくても、動けなくても、人としての尊厳を持って生きていけるような社会であってほしい。



声を受けとめながら

このように多くの、しかも衝撃的な声を条例づくりのなかでどのように受けとめてきたのだろうか。別府市においても、大分県においても、障がいがある人と家族を中心にしてまとめ作業が行われ、条例案づくりに反映された。

条例をつくる会の大分県条例案では、寄せられた思いは「前文」として以下のような文章に盛り込まれた。

前 文

この条例は、障がいがある人とその家族の声と思いや願いに基づいて制定される。

障がいの有無に関わらずだれもがかけがえのない人間として尊重され、地域社会において、ごく普通のあたりまえの生活が保障されなければならない。

生まれた子どもに障がいがあっても祝福され、地域の子ども達と一緒に遊び、ともに教育を受け、学校卒業後も就労、あるいは活動の場、社会参加が保障される。成人して親元を離れた暮らしを望む場合それが容易にでき、恋愛、結婚、妊娠、子育て、または趣味を楽しむなど自らの人生を自らの意思で選択できるべきである。

今、世界では「障がい」のとらえ方が大きく変わった。それに伴いわが国の障害者基本法も改正された。しかし、地域の現実はまだ変わっていない。

障がいがある人の生きづらさは深刻だ。

「医療費がかかりすぎたり、障がいを理解して対応できる病院が少なく安心して治療が受けられない」。障がいがある夫婦が妊娠した時、まわりから「おめでとう」と祝福されず「自分の事も一人でできないのに、自分で育てられない子を産んだらいけない」と親になることも許されない。「働かないものは死ね」などの存在価値を否定される扱いを受けたり、精神や内部障がいなど外見では分からぬいため理解されない苦悩。「自立、自立、頑張れ」と激励されるが何をどう頑張ればいいか分からない、あるいは限界があり家に閉じこもりがちになる。「恋愛をしたいが禁止される」、「施設や親元を離れて暮らしがしたいが反対される」等、人としての夢や希望も、障がいがあるが故にあきらめさせられることが多い。

障がいがある子どものいる家族も、地域社会のあらゆる場面で「親のしつけが悪い」「親の育て方が悪いから」と言われ、障がいを理由に子どもの入園、入学を断られたり、病気になった時の診療さえ拒否されて途方に暮れ



る。親戚からは「うちの家系にはこんな子はない」と言われて、障がいがある子を産んだことを自分の責任であるかのように思い込んでしまったり、生きづらさを家族だけで背負い込まれ、「この子を残して死ねない」、「この子のきょうだいは結婚できるだろうか」、「願わくは、私より先に死んでと思ったことがある」と家族の苦悩や親亡き後の不安の声が数多く聞かれる。

こうした社会の無理解や差別、偏見を受け続け、自己嫌悪に苦しみ傷つけられ、誰にも知られずにひっそりと暮らす人がたくさんいる。

一方で、障がいがある人が地域の人の理解や社会的な支援を受けながら、地域の中で暮らし、ともに生きる社会の一員として、社会に貢献する動きが少しずつ広がるなど明るい希望もある。

一人ひとりの存在価値が尊重され、だれでも「必要な社会の助けを借りて自分らしく生きていく」ということが当たり前のこととされ、障がいがあろうとなかろうと、ともに生きていく理解と支援を惜しまない社会を皆で築くことが切に求められる。

この条例は、県民みんなで「だれもが安心して暮らせる大分県」をつくっていくための出発点となるべきものである。

この前文を中心的に執筆したのは、大分県条例をつくる会の結成総会で「今日、この場に立たせていただいたのは、生まれつき脳性マヒという障がいを持ち、言葉も不自由でうまく話すことができない。片言しか話せないから低く見られたり、軽い扱いを受けてきた。そういう人の存在を皆さんに知ってもらいたかったからです」と発言し、その後、会の共同代表のひとりとして中心的な役割を果たしている宮西君代さんだった。



条例案づくり

以上のような思いを受けとめながら、条例案づくりが進められる。

別府市条例は、市長が選挙で条例制定を公約したことから、障害福祉課が自立支援協議会の中に条例制定作業部会を設けて、24名の委員のなかに約半数の障がいがある人と家族をメンバーに骨格案策定作業を行った。当初は、障がいがある人や家族の声は軽視されるのではないか、という不安の声もあったが、一緒に作業を進めるなかで、市も障がいがある人や家族の声を重視していることが伝わり、信頼関係が生まれてきた。

大分県条例をつくる会の骨格案づくりは、障がいがある人や家族も含めたアンケートのまとめ班のメンバーを中心に行われた。県条例をつくる会は個人参加の原則を決めており、障がい者団体との調整などはしないまま、市民の立場から障がいがある人と家族の声を元に条例素案をつくるという原則で作業を進めた。

そのなかで、県条例案づくりの柱は以下の七項目に絞られてきた（県条例をつくる会ニュースレター「わたしもあなたも」第9号より）。これが市民がつくった大分県条例案の特徴になる。

① 基本は「社会モデル」

障がいはこれまで、一人ひとりの問題として本人と家族が背負い込んでいました。世界では今、障がいは社会の問題であり、社会が理解し受け入れる制度を作っていないために生まれる状態だという考え方方に大きく変わっています。この考え方を「社会モデル」と言います。この条例はそのような考え方方に立っています。社会モデルを県内隅々にまで理解をしてもらうことが、この条例に命を吹き込むことになります。

② 「合理的配慮」をしないことが差別

これまで、差別は「不利益な取り扱いをすること、されること」と考えられてきました。社会モデルの考えに立つと、障がいがある人が他の人と同じ様な生活をするために必要なこと=「合理的な配慮」を社会の側がしない事をしない事が差別なのだという考えになります。これまでの法律や私たちの考えになかった「合理的配慮をしないことが差別だ」という、世界的な考え方を取り入れています。

③「自立」には手助けが必要

私たちはこれまで、「できるだけ人の手助けを借りずに生活する」ことを「自立」と考えてきました。このような考え方では、障がいの問題は理解できません。大切なことは、自分の生活や自分の人生を自分で選んでいけることです。自立とは、自分のやりたいことを自分で選んでいけることに他なりません。そのために手助けを受けることは当然の権利であり、自立することと手助けを受けることは全く矛盾しません。

④「親亡き後」の解決を重視

多くの親から「自分が亡くなった後、残された子どもがどうなるのか」という不安の声が寄せられました。「親亡き後」の問題です。この問題を条例素案では最も大事な問題として取り上げました。これは今まで、日本の法律や条例の中には全く書かれたことがない言葉です。だれもが解決したいと願いながら解決できなかったこの問題を、日本で初めて盛り込みました。

⑤「性・恋愛・結婚…」を盛り込む

障がいがある人にとっての性、恋愛、結婚、出産、子育ての問題をこの条例案は極めて大切なこととして書いています。条例づくりの過程でこの問題を投げかけられた時、当事者の方たちがどのような思いを抱えて生きて来られたのかということに初めて気付かされました。性や恋愛の問題を書き込んでいる例は日本ではまったくありません。日本中のすべての方々に投げかけるという意味も持っている、極めて大切なものです。

⑥障がいがない人も暮らしやすく

障がいがある人が暮らしやすい大分県をつくるということは、大分で暮らそうとしているすべての人が暮らしやすい大分をつくるということです。私たちはこれまで、障がいがある人を「当事者」と呼び、条例は当事者にとって大分が住みよい地域になるためにつくるという考え方になりました。しかし、障がいがあってもなくても、大分に住んでいる一人ひとりの私たちすべてが当事者として、この町をどんな町にしたいかを考え

るという立場を書き込んでいます。

⑦“災害”に今から対応

災害時、障がいがある人とその家族は大きな犠牲を被ってきました。その歴史を踏まえ、支援を必要とする人たちの情報を共有する、地域住民と避難訓練をする、福祉避難所を準備する、薬品や機材の確保の仕組み作りなど、今からきちんと取り組んでおくべきことを明記しました。

(以上「わたしもあなたも」第9号より)

しかし、大分県条例づくりは別府市条例づくりと比べると難航している。市長候補者3名に条例制定を要請し、すべての候補者から「制定する」という回答をもらい、選挙後に一気に取り組みが進んだ別府市に比べ、大分県はあくまで市民の作業を積み上げることによる条例づくりを進めているからである。それでも昨年の3月に条例素案を決定し、県議会への請願署名に取り組み、12月県議会で請願を提出。今年の3月県議会で請願が採択された。今は、県執行部が条例づくりの取り組みを開始している段階で、画期的な内容を持つ条例をつくる会の条例案がどのように反映されるのかまだ不明な状況である。

おわりに

今年4月に条例が施行された別府市では、条例にもとづいて「平成26年別府市共生社会形成プラン」が策定され、①障がい当事者による講師団を結成し啓発活動を行う②小中学校で障がいに対する理解を深める教育を実施する③「親なきあと等の問題解決策検討委員会」を設置④ニーズ調査の実施－など、具体的かつ積極的な施策が始まっている。大分県条例も「できる」というところまではこぎ着けた。

障がいがある人とその家族を中心とした市民の取り組みは、市民の連携と自治体との共同作業のなかでお互いに成長し、信頼関係も芽生えてきたように感じている。条例づくりは、国に依存するのではなく、地域に必要なものは市民が連携して自治体とも協働して、自らつくっていくことの重要性と可能性を教えてくれている。